

消費者安全法案に対する修正案 新旧対照表

(傍線部分は修正部分)

修正案	法律案
<p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 ①・2 [略]</p> <p>3 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費者事故等に関する情報の開示、消費者の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなければならない。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 国及び地方公共団体は、啓発活動、広報活動、消費生活に関する教育活動その他の活動を通じて、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>(基本方針の策定)</p> <p>第六条 ①～3 [略]</p> <p>4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、及び消費者委員会[〓]の意見を聴かなければならない。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(都道府県知事による提案)</p> <p>第七条 [略]</p>	<p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 ①・2 [同上]</p> <p>3 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費者の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなければならない。</p> <p>4・5 [同上]</p> <p>6 国及び地方公共団体は、啓発活動、広報活動その他の活動を通じて、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>(基本方針の策定)</p> <p>第六条 ①～3 [同上]</p> <p>4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、及び消費者政策委員会[〓]の意見を聴かなければならない。</p> <p>5・6 [同上]</p> <p>(都道府県知事による提案)</p> <p>第七条 [同上]</p>

2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会（消費者委員会）の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更（変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。）をする必要があると認めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならぬ。

3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会（消費者委員会）の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。

（消費者事故等に関する情報の集約及び分析等）

第十三条 〔略〕

2 内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者委員会（消費者委員会）に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により取りまとめた結果を公表しなければならない。

4 内閣総理大臣は、国会に対し、第一項の規定により取りまとめた結果を報告しなければならない。

（資料の提供要求等）

第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活

2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者政策委員会（消費者政策委員会）の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更（変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。）をする必要があると認めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならぬ。

3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者政策委員会（消費者政策委員会）の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。

（消費者事故等に関する情報の集約及び分析等）

第十三条 〔同上〕

2 内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者政策委員会（消費者政策委員会）に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により取りまとめた結果の概要を公表しなければならない。

〔新設〕

（関係行政機関の協力等）

第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活

センターの長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他の必要な協力を求めることができる。

2 [略]

(事業者に対する勧告及び命令)

第十七条 ①～3 [略]

4 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしようとするとき又は前項の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

5 [略]

(譲渡等の禁止又は制限)

第十八条 ①・2 [略]

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による禁止若しくは制限をしようとするとき又は前項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

4 [略]

(消費者委員会の勧告等)

第二十条 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。

センターの長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他の協力を求めることができる。

2 [同上]

(事業者に対する勧告及び命令)

第十七条 ①～3 [同上]

4 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしようとするとき又は前項の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、あらかじめ、消費者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 [同上]

(譲渡等の禁止又は制限)

第十八条 ①・2 [同上]

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による禁止若しくは制限をしようとするとき又は前項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除をしようとするときは、あらかじめ、消費者政策委員会の意見を聴かなければならない。

4 [同上]

(消費者政策委員会の意見)

第二十条 消費者政策委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な意見を述べることができる。

2| 消費者委員会は、前項の規定により勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第 号）の施行の日から施行する。

(検討)

2| 政府は、この法律の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

3| 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、前項に定める事項のほか、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

4| 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

[新設]

附 則

(施行期日)

1 この法律は、消費者庁設置法（平成二十年法律第 号）の施行の日から施行する。

[新設]

(検討)

2| 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

3| 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

消費者安全法(平成二十
一年法律第 号)

第二十三条第二項の規定により地方
公共団体が処理することとされてい
る事務

消費者安全法(平成二
十年法律第 号)

第二十三条第二項の規定により地方
公共団体が処理することとされてい
る事務